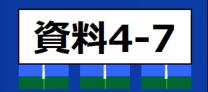
電力·ガス取引監視等委員会 第54回 制度設計専門会合



発電側基本料金の見直しについて (日本風力発電協会(JWPA)提出資料)



2021年1月25日

一般社団法人 日本風力発電協会

(Japan Wind Power Association)

http://jwpa.jp

ー般社団法人 日本風力発電協会

意見概要

- 料金体系に<u>従量制(kWh課金)を大胆に取り入れ</u>ようとする議論の方向性であれば好意的にとらえる。
- <u>制度の全体像</u>、ならびに<u>電源別・エリア別の負担水準等</u>が示されない段階では、賛 否は示せない。
- 例えば、<u>すでに公募が始まっている地点の洋上風力</u>については、どの程度の負担水準となるのか。
- 一定の想定や、過去のある年度の実績を使ったケースの試算、幅を持った数値等で 構わないので、お示しいただき、定量感をもった議論進行をお願いしたい。
- 小売転嫁の枠組み、市場を経由して取引される場合(FIT送配電買取を含む)の転嫁の扱いについても、しっかりと議論・整理いただきたい。
- そのあとに、既存FIT認定案件の調整措置の議論が控えていると認識。



kWhを基本とする課金

- 料金体系に<u>従量制(kWh課金)を大胆に取り入れ</u>ようとする議論の方向性であれば好意的にとらえる。
- 課金の算定方法は、従量制(kWh)とする理由は、前回第53回会合においてご 提示させていただいたとおり。
 - 今後目指していく時代・社会を前提とした制度設計とすべき
 - ファーム接続の電源を前提とした議論とすべきでない
 - **今月より開始されたノンファーム型接続**と相性の悪い固定額基本料金制(kW課金)を追加することは制度の無用な複雑化を招き、将来的な追加改正の際のハードルにもなりかねない
 - 送電線容量を超える電源が接続権を確保する時代に移行し、送電線容量と発電設備容量には乖離が生じ、今後も拡大していく
 - 固定額基本料金制(kW課金)では、
 - ▶ 費用負担の前提(容量ベース)と実際の系統運用(実潮流ベース)で差が生じ、受益者負担の整理が複雑・困難となる懸念
 - ▶ 設備利用率の低い再エネ電源は相対的に負担額が大きくなり、再エネの導入促進にはブレーキをかける
 - 火力等と再エネ電源は、発電所の設備利用率が大きく異なり、電源間の公平性が保てない。2030年<u>石炭火力のフェードアウト</u>を掲げている中で、例えば、CO2排出係数は大きいがコスト面から設備利用率の高い既存の火力電源にインセンティブを与えることは時流に逆行することにならないか



制度の全体像を示し、定量感をもった議論

 発電側課金は、個別電源の負担額を算定する際の変数が多く、定量感なく各変数に関して個別最適の議論を重ねると、仕上がりとして各電源の負担額に著しい偏り・ 不公平感が生じることを危惧。

【主な変数】

- kW課金/kWh課金の比率
- エリア毎の送配電関連費用の構成
- エリア毎の課金対象電源容量・電源構成・電源立地
- 〇 エリア毎の割引対象電源容量
- 割引方法/割引で生じる不足の穴埋め方法
- 電源別の設備利用率
- 電源別の小売転嫁可否(相対/FIT小売買取 ⇔ 市場卸売/FIT送配電買取)
- FIT/FIP買取価格又は入札上限価格における考慮有無
- 既存FIT電源の調整措置の水準
- 一定の想定や、過去の特定年度の実績データを使った試算、幅を持った数値、等で構わないので、お示しいただき、定量感をもった議論進行をお願いしたい。
 また、その過程で再度意見を申し述べる機会を与えていただきたい。



割引制度

- 消費地に近い発電所への課金の割引は、裏を返せば、エネルギー賦存量の大きな 地域への風力発電の立地に対して課金の割り増しとなり、風力発電(特に洋上風力発電)の導入の妨げにならないか。
- 例えば、すでに公募が始まっている地点の洋上風力については、どの程度の負担水準になるのか。
- 課金の割り増し分の調整方法とその度合い(負担額)次第では、公募に応じようとする発電事業者の行動に影響を及ぼすため、早急に定量感をもった議論が必要な状況にあると認識。



確実な小売転嫁と調整措置の担保

- 発電側基本料金の導入による小売側託送料金の減額分に関し、相対卸売における 卸料金への反映については、ガイドライン整備の方向性が示されているところ。 ここでは、<u>FIT小売買取においても確実に減額分の戻しが行われるよう担保</u>いただき たい。
- 一方、市場を経由して取引される場合(<u>FIT送配電買取</u>を含む)の減額分の戻し方法については、まだ十分に議論がなされていないと認識。
 減額分の戻しについて、<u>電源により差異(不公平)が生じないように適切な担保</u>措置をご検討いただきたい。
- 理想論は、発電側課金を売り入札額に反映し、約定価格が上昇することで、小売側託送料金の減額分が実質的に発電側に戻ること。しかしながら、発電側課金のうちkW課金分については、限界費用での売り入札額には反映されず、結果として発電側に戻らないと理解。
- 小売転嫁を行ってもなお、発電側課金により事後的な負担が生じるFIT電源に対しては、経済産業省内でしっかり連携いただき、確実に調整措置を担保いただきたい。

